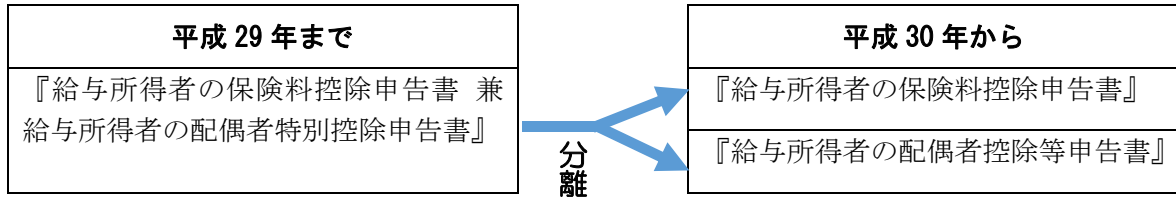


### 配偶者控除と配偶者特別控除

平成30年分から所得税の配偶者控除と配偶者特別控除が改正されたことに伴い、年末調整の際に控除を受けるために必要な書類が次のとおり1枚増えました。



扶養控除等申告書とともに上記書類の配布忘れや回収漏れがないようご注意ください。

また、配偶者控除と配偶者特別控除の控除額は次の表のように改正されており、給与所得者本人と配偶者の所得金額により適用される控除額が異なる仕組みとなっています。

#### 配偶者控除と配偶者特別控除による所得控除額

				給与所得者本人の合計所得金額			
				〔給与所得だけの場合の給与収入〕			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
				〔1,120万円以下〕	〔1,120万円超 1,170万円以下〕	〔1,170万円超 1,220万円以下〕	〔1,220万円超〕
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	38万円以下	〔給与所得だけの 場合の給与収入〕 1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	適用なし
	配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	1,030,000円超 1,500,000円以下	38万円	26万円	13万円	
		85万円超 90万円以下	1,500,000円超 1,550,000円以下	36万円	24万円	12万円	
		90万円超 95万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円	
		95万円超 100万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
		100万円超 105万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
		105万円超 110万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
		110万円超 115万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
		115万円超 120万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
		120万円超 123万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円	
		123万円超	2,015,999円超	適用なし			